

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金

(H E M S 機器導入支援事業)

交付規程

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業）

交付規程

制定 平成26年3月31日

S I I - 2 5 K - 規定 - 0 0 1

改訂 平成26年6月10日

S I I - 2 6 K - 規程 - 0 0 2

（通則）

第1条 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱（20140124財資第17号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

（目的）

第2条 この規程は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が行う、経済産業省からの交付要綱第2条に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（交付の対象者、補助率、補助金の上限額及び下限額）

第3条 S I I は、住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）機器導入支援事業）（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I I が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費の区分及び補助率、上限額、下限額は別表1のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、様式第1による補助金交付申請書を、S I I が定める書類を添付して、S I I が別に定める時期までに提出し、S I I から適正な事業であることの確認を受けなければならない。

2 応募期間、申請及び申請方法に係る手続きの詳細は別に定める応募要領による。

3 S I I は、第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査を行い、適正な内容であると認められる補助事業者に対し様式第2による交付決定通知書を通知するものとする。

4 S I I は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

(補助事業の完了報告)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の完了後に様式第3による補助事業完了報告書兼取得財産等明細表を、S I Iが定める書類に添付して、S I Iが別に定める時期までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第6条 S I Iは、前条の規定による報告書の提出があった場合には、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、様式第4による補助金の額の確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

2 S I Iは、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第7条 S I Iは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、第10条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る完了の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の完了が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、S I Iの指示に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、S I Iが第13条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (5) 補助事業者は、S I Iが第13条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還するとともに、第13条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第13条第7項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (6) 補助事業者は、S I Iが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (7) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、第16条第2項の規定に基づき取得財産等の管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。
- (8) 補助事業者は、第17条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I Iの請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、補助事業終了後、S I Iの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定通知もしくは補助金の額の確定通知を受けた場合において、通知の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第5による補助事業申請取下げ届出書をS I Iに提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第4条第3項に基づく交付決定及び第6条1項の規定に基づく額の確定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 S I Iが第6条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I Iに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I Iは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I Iに対し債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知もしくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) S I Iは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) S I Iは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I Iが行う弁済の効力は、S I I事務局長が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(計画変更及び事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業内容等をやむを得ず変更する場合は、速やかにS I Iに報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにS I Iに報告し、その指示を

受けなければならない。

(補助事業の承継)

第11条 S I I は、補助事業者について相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第6による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の支払)

第12条 S I I は、第6条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 S I I は、前項の規定により補助事業者に対して補助金の支払いをするときは、補助事業者が提出した申請書に添付された、様式第7による補助金振込口座登録用紙に記載された補助金振込先に振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 S I I は次の各号の一に該当する場合には、第4条第3項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程に基づくS I I の処分又は指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第6条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 S I I は、第1項に基づく取り消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 S I I は、第1項の規定による取り消しをした場合において、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 S I I は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 補助事業者は、第4項の補助金の返還の命令を受けた場合、様式第8による返還報告書（取消しに係るもの）により返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

7 第4項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、補助事業者は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を様式第9による返還報告書（返還期限までに納

付がなかったもの)によりS I Iに納付しなければならない。

(加算金の計算)

第14条 S I Iは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 S I Iは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第3による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 S I Iは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部をS I Iに納付させることができる。

(財産処分の制限等)

第17条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づきS I Iが定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、S I Iが別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による財産処分申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及び全ての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止もしくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、S I Iの要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他の必要な事項)

第19条 S I I は、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た秘密及び個人情報について、他用途転用の禁止等の秘密及び個人情報を管理する責務を負うことを別に定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I I が業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 S I I は、この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はS I I が別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣が承認した日から施行する。

附 則

この規程（S I I -2 6 K-規程-0 0 2）は、経済産業大臣が変更承認をした日から施行する。

(別表1)

補助対象経費の区分及び補助率

| 補助対象経費 | | 内容 | 補助率 | 補助金※2 |
|-----------|------|---|------------|--------------------|
| 区分 | 内訳 | | | |
| 設備費 ※1 | 本体機器 | <ul style="list-style-type: none">・データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置など）・通信装置（ゲートウェイ装置、通知アダプタなど）・制御装置（機器の制御に係るコントローラなど）・モニタ装置（独自端末など） | 3分の1 以内 | 上限額 7万円 下限額 1万円 |
| | 計測装置 | <ul style="list-style-type: none">・計測装置（電力使用量の計測に係る電力量センサ、タップ型電力量計、計測機能付分電盤など） | | |

※1 機器設置費用、申請代行手数料等、消費税は補助対象としない。

※2 補助金額の上限は、7万円もしくは交付決定時の補助申請予定額のいずれか低い方を適用する。

交付申請用

HEMS

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

| | |
|------------|------|
| SII 使用欄 | 管理番号 |
| | |

様式1
(交付)

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金 (HEMS機器導入支援事業)

補助金交付申請書

(太枠内は必須項目です)

記入日 平成 年 月 日

1 / 4

平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金 (HEMS機器導入支援事業)」交付規程第4条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

●申請者情報

| | | | |
|----------------------------------|---|----------|----------|
| 申請者氏名 | フリガナ 氏 名 | 携帯番号 | () - |
| | | 電話番号 | () - |
| 申請者住所 (書類送付先住所) | フリガナ 〒 - | 都道 府県 | 市区 町村 |
| | マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください) | | |
| HEMS機器設置場所 (設置予定場所) | HEMS機器を設置する住宅について該当するものにチェックしてください | | |
| | <input type="checkbox"/> 新築・戸建住宅 <input type="checkbox"/> 既築・戸建住宅 <input type="checkbox"/> 新築・集合住宅 <input type="checkbox"/> 既築・集合住宅 | | |
| | HEMS機器設置予定場所の住所が、上記の申請者住所と異なる場合のみご記入ください | | |
| フリガナ 〒 - | 都道 府県 | 市区 町村 | |
| マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください) | | | |

●申請代行者情報

申請の代行を第三者に依頼した場合のみご記入ください(担当者氏名・担当者連絡先は漏れなくご記入ください)

| | | | |
|-------|------|------------|-------|
| 事業者名 | フリガナ | 支店名 部署名 | フリガナ |
| 担当者氏名 | フリガナ | 担当者 連絡先 | () - |

●設置予定機器情報

| | |
|----------|--------------------------------|
| 製品メーカー名 | |
| HEMS機器型番 | ※SIIのホームページに掲載されている型番をご記入ください。 |

●申請金額

| | | |
|-------------------|------------|---|
| 補助対象費用[A] (税抜) | 円 (税抜) | ※HEMS機器(本体機器及び計測装置)の購入予定金額をご記入ください。 上記以外の周辺機器や工事費等は補助対象外です。 詳細な補助対象範囲については応募要領をご確認ください。 |
| 補助率[B] | 1 / 3 | |
| 補助申請金額 【A×B】 | , 0 0 0 円 | ※百円単位以下を切り捨てた金額をご記入ください。 上限金額(7万円)を超える金額になる場合は、7万円とご記入ください。 下限金額(1万円)を下回る金額になる場合は、申請を受け付けることができません。 |
| 完了報告予定日 | 平成 年 月 日 頃 | ※完了報告の締切は平成26年12月20日(土)(必着)です。HEMS機器設置・支払いが完了しましたら速やかに完了報告を行ってください。 |

＜交付申請の締切は平成26年9月30日(火)(必着)です＞
※ただし受付期間内であっても申請の合計額が予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。
書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)は、経済産業省が定めた「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱」第4条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

年 月 日

補助事業者 氏 名 宛て

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 印

平成 2 5 年度補正
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）
交付決定通知書

平成 2 5 年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）」交付規程第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号
2. 交付決定日 平成 年 月 日
3. 補助対象機器型番
4. 補助申請予定額 金 円

以上

※本通知受領後、補助金交付申請を行った補助対象機器の契約または購入、設置、支払いを完了させた上で速やかに補助事業の完了報告を行ってください。

※補助事業の完了報告の際に、上記「4. 補助金交付申請予定額」を上回って申請することはできません。

※本通知は、一般社団法人環境共創イニシアチブが交付申請を受けた後、その内容が適正であると認められる者に対し、申請を受理した旨を通知するもので、補助金の交付及び金額を確定するものではありません。

※その他、本状裏面に掲げる交付条件に従って補助事業を実施してください。

**補助事業の完了報告を行うにあたって上記の交付決定番号が必要になりますので、
本通知書は大切に保管してください**

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）交付要綱第 4 条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

補助事業実施にあたり補助事業者が従うべき交付条件

- (1) 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。
- (2) 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第10条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示に従うこと。
- (3) 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る完了の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の完了が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、S I Iの指示に従うこと。
- (4) 補助事業者は、S I Iが交付規程第13条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うこと。
- (5) 補助事業者は、S I Iが交付規程第13条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還するとともに、交付規程第13条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第13条第7項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (6) 補助事業者は、S I Iが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (7) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、交付規程第16条第2項の規定に基づき取得財産等の管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめS I Iの承認を受けること。
- (8) 補助事業者は、交付規程第17条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I Iの請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すること。
- (9) 補助事業者は、補助事業終了後、S I Iの指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)交付要綱第4条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

完了報告用



一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

| | |
|------------|------|
| SII 使用欄 | 管理番号 |
| | |

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金 (HEMS機器導入支援事業)

補助事業完了報告書
兼 取得財産等明細表

(太枠内は必須項目です)

記入日 平成 年 月 日

平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)」交付規程第5条及び第16条に基づき、以下のとおり補助事業の完了報告、あわせて補助申請金額を以下の通り請求し、本完了報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

| | | |
|--------|--|---------------------------------|
| 交付決定番号 | | ※交付決定通知書に記載されている予約決定番号をご記入ください。 |
|--------|--|---------------------------------|

●申請者情報

| | | |
|------------------|---|---------------|
| 申請者氏名 | フリガナ 氏 名 | 携帯番号 () - |
| | | 電話番号 () - |
| HEMS機器 設置場所住所 | HEMS機器を設置した住宅について該当するものにチェックしてください <input type="checkbox"/> 新築・戸建住宅 <input type="checkbox"/> 既築・戸建住宅 <input type="checkbox"/> 新築・集合住宅 <input type="checkbox"/> 既築・集合住宅 | |
| | フリガナ 〒 - 都道 市区 府県 町村 マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号を必ずご記入ください) | |
| | 申請者住所 (書類送付先住所) フリガナ 〒 - 都道 市区 府県 町村 マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号を必ずご記入ください) | |

●申請代行者情報

申請の代行を第三者に依頼した場合のみご記入ください(担当者氏名・担当者連絡先は漏れなくご記入ください)

| | | | |
|-------|------|------------|-------|
| 事業者名 | フリガナ | 支店名 部署名 | フリガナ |
| 担当者氏名 | フリガナ | 担当者 連絡先 | () - |

●販売・設置事業者情報 【様式4 HEMS機器 販売・設置完了証明書】を参照してご記入ください

| | | | | |
|----------------|------|------|------------|------|
| 販売・設置事業者 情報 | 事業者名 | フリガナ | 支店・ 部署名 | フリガナ |
|----------------|------|------|------------|------|

●設置機器情報 【様式6 HEMS機器 出荷証明書】を参照してご記入ください

| | |
|----------|--|
| 製品メーカー名 | |
| HEMS機器型番 | |

※SIIのホームページに掲載されている型番をご記入ください。

●申請金額 補助対象費用は【様式7 HEMS機器購入証明書】を参照してご記入ください

| | | |
|-------------------|-----|-----------|
| 補助対象費用【A】 (税抜) | | 円 (税抜) |
| 補助率【B】 | 1/3 | |
| 補助申請金額 【A×B】 | | ,000 円 |

HEMS機器(本体機器及び計測装置)の購入金額(税抜)をご記入ください。
【様式7 HEMS機器購入証明書】の機器購入金額が税込表記の場合は、下記計算式を使って税抜金額を算出し、補助対象費用【A】としてください。
【式】
税込の購入金額 ÷ 1.08 = 補助対象費用【A】(小数点以下切り捨て)
百円単位以下を切り捨てた金額をご記入ください。
上限金額(7万円)を超える金額になる場合は、7万円とご記入ください。
下限金額(1万円)を下回る金額になる場合は、申請を受け付けることができません。
なお、交付決定通知に記載の補助申請予定額を上回って申請することはできませんので、ご注意ください。

《完了報告の締切は平成26年12月20日(必着)です》

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)、経済産業省が定めた「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱」第4条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

年 月 日

補助事業者 氏 名 宛て

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 印

平成 2 5 年度補正

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）
補助金の額の確定通知書

平成 2 5 年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）」交付規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付する額を確定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容
平成 年 月 日付けをもって完了報告があった平成 2 5 年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）」補助事業完了報告書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
2. 補助金の額の確定年月日
平成 年 月 日
3. 補助金の額
金 円

以上

※補助金の支払いは補助金の額の確定月の月末を予定しております。

なお、補助金支払日が翌月になる場合もございますので、ご了承ください。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）交付要綱第 4 条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

住 所
補助事業者 氏 名 印
連 絡 先

平成 2 5 年度補正
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）
補助事業申請取下げ届出書

平成 2 5 年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）」交付規程第 8 条の規定に基づき、下記のとおり補助事業申請の取下げを届け出ます。

記

| | |
|-------------------------|--|
| 1. 交付決定番号 | |
| 2. 取下げの理由 | |
| 3. 取下げを行う補助事業申請に係る補助金の額 | |

（備考）用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）交付要綱第 4 条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

住 所
補助事業者 氏 名 印
連 絡 先

**平成 2 5 年度補正
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）
補助事業承継承認申請書**

平成 2 5 年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）」交付規程第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり補助事業の地位の承継承認を申請します。

記

| | |
|-----------------|--|
| 1. 交付決定番号 | |
| 2. 旧補助事業者名 | |
| 3. 機器型番 | |
| 4. 補助事業の地位の承継理由 | |
| 5. 既に交付を受けている金額 | |

（備考）用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）交付要綱第 4 条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

住 所
補助事業者 氏 名 印
連 絡 先

平成 2 5 年度補正
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）
返還報告書（取消しに係るもの）

平成 2 5 年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）」交付規程第 1 3 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| | |
|-------------------|----------------------------|
| 1. 補助金交付決定番号 | _____ |
| 2. 既に交付を受けている補助金額 | _____ 円 |
| 3. 返還請求額及び年月日 | |
| （ 1 ） 返還請求額 | _____ 円 |
| （ 2 ） 返還請求年月日 | 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 |
| 4. 返還実施額及び年月日 | |
| （ 1 ） 返還金 | _____ 円 |
| （ 2 ） 加算金 | _____ 円 |
| （ 3 ） 返還実施年月日 | 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 |
| 5. 加算金の算出根拠 | _____ |
| 6. 未納返還金額 | |
| （ 1 ） 返還金 | _____ 円 |
| （ 2 ） 加算金 | _____ 円 |

（備考）用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）交付要綱第 4 条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

住所
補助事業者 氏 名 印
連絡先

平成 2 5 年度補正
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）
返還報告書（返還期限までに納付がなかったもの）

平成 2 5 年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）」交付規程第 1 3 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 1. 補助金交付決定番号 | _____ |
| 2. 既に交付を受けている補助金額 | _____ 円 |
| 3. 返還請求額及び年月日 | |
| (1) 返還請求額 | _____ 円 |
| (2) 返還請求年月日 | 平成 年 月 日 |
| 4. 返還実施額及び年月日 | |
| (1) 返還金 | _____ 円 |
| (2) 加算金 | _____ 円 |
| (3) 延滞金 | _____ 円 |
| (4) 返還実施年月日 | 平成 年 月 日 |
| 5. 加算金の算出根拠 | _____ |
| 6. 未納返還金額 | |
| (1) 返還金 | _____ 円 |
| (2) 加算金 | _____ 円 |
| (3) 延滞金 | _____ 円 |

（備考）用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）交付要綱第 4 条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

住 所
補助事業者 氏 名
連 絡 先 印

平成 25 年度補正
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS 機器導入支援事業）
補助事業財産処分承認申請書

平成 25 年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS 機器導入支援事業）」交付規程第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

| 補助金交付決定番号 | 型 番 | 処分の方法 (注 1) | 処分の理由 | 備 考 (注 2) |
|-----------|-----|----------------|-------|--------------|
| | | | | |

2. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）及び処分予定日

3. 処分の条件（注 3）

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。
3. 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれ相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS 機器導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS 機器導入支援事業）交付要綱第 4 条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。